

総会議事録

令和4年8月

令和4年8月9日(火)開催

宮津市農業委員会

宮津市農業委員会定例総会議事録

会 期 令和4年8月9日(火)
開 会 午前9時30分、閉 会 午前10時10分
場 所 宮津市中央公民館 大会議室

農業委員

出席 宇野 由美子、関野 掲司、宮崎 健治、宮崎 正之、山田 正明
松本 聡、吉田 雅典、石田 弘司

8名

欠席 今中 睦美、和久田 二三代、久保添 公哉、吉田 進、小山 有美恵
細井 康

6名

農地利用最適化推進委員

出席 酒井 義浩、細見 秀史、平野 信也、糸井 久和、和田 隆
瀬戸 享明、溝口 喜順、垣根 敏孝

8名

欠席 宮前 善有、荻野 雅章

2名

事務局 事務局長 小西 正樹、主任 内藤 進介

議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- 日程第3 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
- 日程第4 議案第28号 非農地証明交付申請の承認について
- 日程第5 議案第29号 再生利用が困難な農地に係る非農地判断について
- 日程第6 議案第30号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

〔関野会長〕 ただ今から、令和4年8月定例総会を開会いたします。

本日の出席者は24名中16名です。欠席は今中委員、和久田委員、久保添委員、吉田進委員、小山委員、細井委員、宮前委員、荻野委員の8名です。農業委員は半数以上出席しておりますので総会は成立いたします。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。吉田雅典委員、石田

委員にお願いいたします。次に日程第2、議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いいたします。

〔内藤主任〕 失礼いたします。お手元の資料の3頁を御覧ください。議案第26号になります。「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」下記の申請人より、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったことについて議決を求めます。2件ございます。1番です。農地の所在は大字溝尻※※番、登記地目は田、面積は※※㎡です。譲渡人は※※にお住まいの※※様、譲受人は※※にお住まいの※※様です。譲渡人の申請事由につきましては、高齢により当該農地の維持管理が困難になったためです。譲受人の申請事由につきましては、農業経営を拡大するためです。

2番です。農地の所在は大字日置※※番、登記地目は田、面積は※※㎡です。譲渡人は※※にお住まいの※※様、譲受人は※※にお住まいの※※様です。譲渡人の申請事由につきましては、高齢及び体調不良により農業規模を縮小するためです。譲受人の申請事由につきましては、農業経営を拡大するためです。

具体的場所につきましては4頁に地図を添付しております。上の地図が1番の溝尻です。国道178号線沿いの溝尻地区の中央付近、公民館の隣地となっております。下が2番の日置となっております。国道の海側、日置小学校を過ぎまして畑川の先となっております。資料により御確認をお願いいたします。

次に5頁をお願いいたします。現地の写真となっております。上が1番です。この農地につきましては、耕作者でありました※※様のご主人が亡くなられ、その後は自治会が事業として花を植えるなどして、※※様に協力する形で農地の管理ができておりましたがコロナ感染の影響で近年は事業の自粛により作付けされておらず、有志の方でなんとか保全管理をされておりました。農地の奥に写っております住宅が今回の譲受人の※※様の住宅で、※※様は自宅の隣の農地がこのままでは荒廃するのではないかと心配され、管理を行うために当該農地の取得を決断されました。下が2番日置の案件となっております。近年は作付けされておらず保全管理をされている状態です。こちらにつきましても1番と同様に所有者が高齢及び体調不良により耕作できなくなったことにより、一旦は管理をお願いできる方があったそうですがそれもなくなったため、この先荒廃していくことを懸念され耕作できる方へ農地を託すといった形となっております。次に6頁と裏面の7頁に許可申請に係る調査書を添付しております。

始めに6頁をお願いいたします。1番の溝尻の案件になります。調査書の最初にあります第2項第1号です。所有する農地を適正に管理できるかという点につきまして、譲受人の農作業の従事状況等から申請農地を含めた全ての農地を効率的に

利用できるものと見込まれました。第2項第5号の下限面積につきましては、譲受人の経営農地は**aあり基準の30aを超えております。

その下の第2項第7号の地域の調和につきましては、7月26日に地区担当の吉田雅典委員、和田推進委員に立会いをお世話になり現地確認を実施しております。地域の周辺農地との調和につきましては、申請農地の周囲に耕作されている隣接農地はなく、現在の管理についても譲受人が自治会の一員として関わっていることから、今後も周囲に特段の影響を及ぼすことはないものと考えられました。

次に7頁をお願いします。2番の日置の案件です。調査書の最初にあります第2項第1号です。所有する農地を適正に管理できるかという点につきまして、譲受人の農作業の従事状況等から申請農地を含めた全ての農地を効率的に利用できるものと見込まれました。第2項第5号の下限面積につきましては、譲受人の経営農地は**aあり基準の30aを超えております。その下の第2項第7号の地域の調和につきましては、7月29日に地区担当の吉田進委員、瀬戸推進委員に立会いをお世話になり現地確認を実施しております。議案第26号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員から補足説明をお願いします。1番は吉田雅典委員、2番は吉田進委員が欠席ですので瀬戸委員から報告をお願いしますでしょうか。

〔吉田雅典委員〕 事務局の説明のありましたとおり5頁の上の写真ですが、和田推進委員及び事務局で1番の農地について7月26日に現地確認を行いました。

所有される家の御主人が亡くなられてから、残された奥さん、90歳を過ぎていると思いますが、手に余るということで財産整理を検討されておりました。一時は住宅への転用の話も進められていたと聞いておりますが、今回農地の隣にお住いの**さんが農地として譲り受け耕作を続けたいということですので、許可して問題はないと思います。

〔瀬戸委員〕 事務局から提案のありました該当の農地ですが、7月29日に吉田進委員それと推進委員の私と事務局で現地の確認に行ってきました。許可申請に係る全ての条件を満たしており、この農地を農地として維持していく上でも適切なことだと思っております。特に問題はないと思います。以上です。

〔関野会長〕 ありがとうございます。これより、議案第26号について質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手願います。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第 26 号については許可してよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第 26 号については、許可といたします。次に日程 3、議案第 27 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 8 頁をお願いします。「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について」下記の申請人より、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請があったことについて意見を求めます。2 件ございます。

1 番です。農地の所在は大字宮村※※番ほか 1 筆、登記簿地目はいずれも田、面積は合計で※※㎡となっております。この土地につきましては使用貸借となっておりますので、貸付人は※※にお住いの※※様、借受人は※※にお住いの※※様です。転用目的は一般個人住宅の建築用地となっております。

2 番です。農地の所在は大字日置※※番、登記簿地目は宅地、面積は※※㎡となっております。譲渡人は※※にお住いの※※様、譲受人は※※にお住いの※※様です。転用目的は露天駐車場となっております。

次の 9 頁に具体的場所を表示した地図を添付しております。上が 1 番の宮村の地図となっております。位置的には京都丹後鉄道宮村駅の近所となっております。その下が 2 番の日置の地図となっております。日置集落の養老寄りの端の方ですが、※※が宅地造成を行った区域の一角となっております。申請農地の左隣に住宅の吹出しがありますが、今回申請者はこの住宅の土地とセットで購入を計画されております。地図により御確認をお願いいたします。

次の 10 頁に現地写真を添付しております。上が 1 番の宮村の農地となっております。地目は田ということですが今現在は作付けを行っておりません。予定では地主さんと親類関係になるそうですが、若い家族がこの土地を借受け、住宅を新築して移り住まれるそうです。土地の手前の市道側約半分を庭兼駐車場とし奥側に平屋建ての住宅を建てる計画とのことでした。

下が 2 番の日置の農地となっております。写真のとおり宅地として区画整備され地目も宅地となっておりますが、昨年、節税対策のため農地として登録されたものです。今年になりまして今回の申請者であります※※様が、申請の土地と写真では右側に写っております住宅の土地をセットで購入されることとなり、隣に別荘を新築、申請の土地を付属の駐車場とする計画で申請を出されております。

次の11頁に申請に係る意見書を添付しております。最初に農地の区分ですが、紙面の左上になりますが申請地は鉄道の駅から300m以内に位置していることから農地の区分は第3種農地となっております。また、意見書の下の方に飛びますが、農振農用地の関係になりますが下から2つ目の横長の細長い丸で囲われた所になりますが、この土地は農業振興地域内ではありますが農用地区域外となっております。つきましては転用可能な農地となっております。

その下の「検討事項」「意見」等の覧ですが、1番は先程の説明のとおり第3種農地、2番の資力及び信用につきましては金融機関発行の残高証明証により預金及び融資予定証明書等により事業に係る資力を確認しております。また工事計画等に係る項目につきましても提出資料等により確認を行っております。

9番の周辺の農地等への影響につきましては、7月29日に地区担当の和久田委員、酒井推進委員に立会いをお世話になり現地確認を実施しております。

次に裏面の12頁をお願いします。2番の日置の案件になります。最初に農地の区分ですが、紙面の左上になりますが申請地は都市計画法に規定する用途地域設定区域内であり、第一種住居区域に指定されておりますので、農地の区分は第3種農地となっております。従いまして転用可能な農地となっております。

その下の「検討事項」「意見」等の覧ですが、1番は先程の説明のとおり第3種農地、2番の資力及び信用につきましては金融機関発行の残高証明証により預金の保有額を確認しております。また、工事計画等に係る項目につきましても、提出資料等により確認を行っております。

9番の周辺の農地等への影響につきましては、7月29日に地区担当の吉田進委員、瀬戸推進委員に立会いをお世話になり現地確認を実施しております。

議案第27号に係る説明は以上となります。御審議を賜われますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員から補足説明をお願いします。1番は和久田委員ですが欠席ですので同行された酒井委員、2番は引き続き吉田進委員に代りまして瀬戸委員から報告をお願いします。

〔酒井委員〕 7月29日に和久田委員と事務局同行で現地確認を行いました。この農地は私の住んでおる所の近くで良く知っておるのですが、手前の市道との間に約2m位の川があるんですけれども、それについても市との協議が既に済んでいると聞いておりますし、何ら問題はないと思います。使用貸借ということで所有者である※※さんの娘さん夫婦が住まわれると聞いております。以上です。

〔瀬戸推進委員〕 この案件ですが7月29日に先程と一緒にすけれども、吉田進委

員と推進委員の私と事務局で現地確認を行いました。

先程、詳しい説明がありましたとおり転用可能な農地ですし、見ていただいと
おり宅地の駐車場として整備するということで適正と判断しました。特に問題は
ないと思いました。以上です。

〔関野会長〕 ありがとうございます。これより議案第 27 号について質疑に入ります。
御意見、御質問のある方は挙手願います。

(意見なし)

〔関野会長〕 特にないようですので、異議なしと認め議案第 27 号については許可
してよろしいでしょうか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは、議案第 27 号については許可相当の意見を付し京都府へ進
達します。次に日程第 4、議案第 28 号「非農地証明交付申請の承認について」
を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 13 頁をお願いします。議案第 28 号になります。「非農地証明交付申請
の承認について」下記の申請人より、非農地証明交付申請があったことについて
議決を求めます。4 件ございます。

1 番です。土地の所在につきましては大字脇※※番、登記地目は畑、面積は※
※㎡となっております。土地の所有者は※※にお住まいの※※様です。非農地の
事由につきましては昭和の頃から耕作していないということです。2 番です。土
地の所在につきましては大字中野※※番、登記地目は田、面積は※※㎡となっ
ております。土地の所有者は※※にお住まいの※※様です。非農地の事由につ
きましては昭和の頃から耕作していないということです。3 番です。土地の所在
につきましては大字小松※※番、登記地目は畑、面積は※※㎡となっております。
所有者は亡くなっておられますが国分に住んでおられました※※様です。非農
地の事由につきましては昭和 50 年 1 月 1 日から耕作していないということです。
右端の備考のとおり、相続人の※※様からの申請となっております。次に裏面の
14 頁及び 15 頁をお願いします。4 番です。土地の所在につきましては大字日ヶ
谷※※番ほか 16 筆、登記地目は田が 12 筆、畑 5 筆、面積は合計で※※㎡とな
っております。所有者は先程、議案第 26 号の 3 条申請で審議をお世話になりました
※※にお住まいの※※様です。非農地の事由につきましては昭和 60 年 4 月頃か

ら耕作していないということです。

具体的場所につきまして、16頁に地図を添付しております。上が1番の脇地区になります。脇集落の中央付近であり脇公民館に市道を挟んだ海側になります。次の中程の地図をお願いします。2番の中野の案件となります。農地の大字は中野となっておりますが、飛び地番となっております、行政区では難波野地区に該当しております。集落を通る市道沿いの細長い農地となっております、本年5月にも隣接の農地の非農地申請が出ておりました。次に下段の地図をお願いします。小松の地図になります。国道の山側にここに表示しております市道がありますが、さらに山側に申請の農地が位置しており、集落と山の堺になる場所となっております。

次に裏面の17頁をお願いします。4番の日ヶ谷になります。紙面の関係で地図が90度回転しております北が右向きとなっております。位置関係ですが紙面の中央のやや下の集落が立地区となっており、ここを中心として東西に広がって点在しております。集落内及び集落付近の府道沿いの数か所以外は、大変な山奥となっております。資料により御確認をお願いします。

次に18頁から現地写真を添付しております。上の①が1番の脇になります。所有者が市内に居ないことから昨年からは少しずつ財産整理を進められている土地の内の1筆で、写真のおり永年耕作はされておりましたが、民家が近いこともあり草刈りは定期的に行われているとのことでした。その下の中程の写真が2番の案件になります。申請地を含め、この周辺一帯の農地が耕作放棄された状態となっており、昨年からは所有者は異なりますが順次少しずつ隣接する農地が非農地申請を出されております。永年耕作されておらず腰の高さまでの雑草に覆われておりました。次にその下の3番の写真をお願いします。地図上では点線の様に山の法面と下の駐車場の一部となっておりますが、元の農地は写真の法面ではなく緩やかな斜面だったとのことでした。100年程前に斜面の農地を削って現在の駐車場の場所を平にし、蔵を建てていたとのことでしたが、その蔵も現在は取壊されております。この経緯につきましては、現地確認の中で分かったことで、申請者も「50年ほど前から耕作していない。」と申請しておりましたが、先々代、祖父かそれ以前の代で行われていたこともあり全く知らなかったとのことでした。この状態は違法転用ということになりますが、発生から20年以上が経過しており時効扱いになりますので、今回、始末書の提出などは求めておりません。

その次の裏面の19頁が21頁の3頁にかけまして日ヶ谷の4番となっております。写真のおりどの農地も山林原野化が進み農地であった形跡も残っていない状態であり、特に山奥の場所につきましては、近付くことも出来ませんでしたのでこのような写真となっております。おおよその位置で判断をさせていただいております。資料により御確認をお願いいたします。議案第28号に係る説明は以

上となります。御審議を賜わりますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員から補足説明をお願いします。1番は宮崎健治委員、2番、3番は吉田雅典委員、4番は石田委員から報告をお願いします。

〔宮崎健治委員〕 1番の非農地について去る7月29日、宮前推進委員及び事務局で、脇の農地について現地確認を行いました。写真は資料の18頁になります。

事務局の説明にもありましたが、この農地につきましては、所有者が永らく市外で生活されており、宮津市内の財産については整理を進められております。農地の現況としましては、永年耕作されておらず雑草が生い茂っていることから農地として耕作することは難しいと思いました。つきましては非農地で問題ないと判断いたしました。以上です。

〔吉田雅典委員〕 18頁になりますが、2番の中野の※※番の写真ですが一目瞭然で分かるように周りの一帯が荒れ果てた状態になっております。事務局からも説明があったとおりここで農業をすることは困難ですので、非農地として問題ないと思えます。

次3番の小松の※※番ですけれども、これも7月26日に和田推進委員及び事務局で現地確認を行いました。見ていただいたら分かるように斜面になっておりまして非常に危険場所にもなっております。事務局の説明にもありましたが、この周辺農地は今回の申請農地を含め永年耕作をされておらず、ここを農地として利用することはあまりにも難しいということで非農地として問題ないと判断いたしました。以上です

〔石田委員〕 19頁から21頁にかけて写真が添付してあります。8月1日に写真判定をお願いしますということで見せていただきました。おおよそ事務局の説明しているとおおり、一部集落内も含まれておりますがいずれも機械が行けるような場所ではなく、いずれも農地として活用できる状況ではないでない、人間がやっとおれるような道しかないということでこういう状態となったということで、山林原野化しており、非農地としてやむを得ないと判断しました。

〔関野会長〕 ありがとうございます。これより、議案第28号について質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手願います。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第 28 号については承認してよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第 28 号については、承認とします。次に日程 5、議案第 29 号「再生利用が困難な農地に係る非農地判断について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 別冊の資料をお願いします。議案第 29 号「再生利用が困難な農地に係る非農地判断について」下記の農地を再生利用が困難な農地として非農地判断することについて議決を求めます。

この議案につきましては、農地法第 30 条の規定による農地利用状況調査の結果を受けまして、再生利用が困難な農地につきましては、非農地判断をするものでございます。本市では今年度の 4 月から総会の承認を得て運用開始をしている制度となっておりますが、上世屋地区では守るべき農地を明確にする目的で早くからこの非農地判断に取り組まれており、昨年、地域一丸となって集落全体の農地の総点検を実施され、資料にありますとおり 860 筆、合計で※※ha 近い農地を再生利用が困難な農地として選別されております。

資料をお願いいたします。先程申し上げましたとおり、土地の所在につきましては上世屋地区内にありますので大字は全て上世屋となっております。1 頁から 29 頁にわたりまして 860 筆が地番番号順に表示されております。

どの農地も農業委員、推進委員及び協力員で実際に現地確認を行い判定いただいております。非農地の事由につきましては農地利用状況調査による非農地判定となっております。面積は 860 筆の合計で※※㎡となっております。詳細につきましては資料により御確認をお願いいたします。議案第 29 号に係る説明は以上となります。御審議を賜われますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 これより議案第 29 号について質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手願います。

〔松本委員〕 この一覧に載ってます所有者の※※さんですが、住所が※※になっておりますが、この方は※※にお住いなんですが、住所が間違っているのではないですか。

〔内藤主任〕 この一覧に載っております住所は、農地台帳の所有者情報から読込ん

だ住所で、住民基本台帳から年1回更新される情報であります。

もしかしたら更新のタイミングでタイムラグが生じ、以前に住んでおられた古い住所が表示されているということはないでしょうか。

〔松本委員〕 それは無いと思います。この方は過去にも**に住まれたことはないと記憶しております。この方に関係ない住所が載っていると思います。

〔内藤主任〕 申し訳ありません。正しい住所と原因につきまして確認した後、訂正したものを後日提示させていただきたいと思います。

〔小西事務局長〕 先程の担当の説明のとおり住所情報は農地台帳システムから抽出したデータであり、全くのデタラメではないと考えておりますが、御指摘のとおり誤りがあるようですので、持帰りまして再度全てについて点検を行い、継続審議として来月再度提案させていただくことにしてよろしいでしょうか。

〔関野会長〕 ただ今御指摘がありましたとおり、住所に誤りがあるようですので、この件については継続審議としてよろしいでしょうか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第29号については、継続審議として来月送りとします。次に日程6、議案第30号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 資料の23頁をお願いします。議案第30号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について」になります。

1件ございます。こちらにつきましては、土地の所有者と耕作者が直接契約を結ぶ利用権設定となっております。農地の所在、所有者及び借受人とも**の住所となっております。貸借期間は10年で届出されておりますが、4月から3か月が過ぎておりますので、3か月短い9年9か月となっております。公告日は8月19日としております。詳細につきましては、資料により御確認をお願いします。議案第30号に係る説明は以上となります。御審議を賜われますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 ありがとうございます。これより、議案第30号について質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手願います。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第 30 号については承認してよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第 30 号については、決定とさせていただきます。

以上で議事日程は全て終了いたしました。議案書の最後の頁に先の役員会で行われました専決報告の一覧を添付しております。御質問がございましたら会議終了後に事務局までお願いいたします。

宮津市農業委員会会議規則(平成8年農委規則第1号)第16条第2項の規定により署名する。

会 長 関野 揚 司

委 員 石田 雅 典

委 員 石田 弘 司

記 録 者 小 西 正 樹

